

経済学ⅡB「マーシャルプランと戦後世界秩序の形成」第13回2001年1月17日

【11】マーシャルプランとブレトンウッズ体制の確立

[1]これまでの講義のまとめ②

(PART4) 欧州統合諸機関・条約 (ECSC/EPU/OEEC/ローマ条約)

【7】ドイツ復興問題とシューマンプラン (ECSC: 欧州石炭鉄鋼共同体)

・アメリカは仏にマーシャル資金による対仏援助の額・用途を交渉材料に新ドイツ政策 (復興政策) へん合意を取りつける。

(1) シューマンプランの形成

1950年4月 ルール国際機関の解体とドイツによるルール所有・管理権の回復

→仏、ルールに対するコントロール喪失

・仏のジレンマ: 英が欧州統合に本格参加しないまま、貿易自由化という条件の下でドイツ工業力 (とりわけ石炭・鉄鋼産業) が復活

→シューマンプラン (モネ首相による立案)

ヨーロッパ工業経済の基本的原料である石炭・鉄鋼産業を国際的な管理の下に置く。

①フランスのルール石炭へのアクセス保障

②石炭二重価格の廃止 (フランス鉄鋼産業がドイツ鉄鋼産業と同じ条件でルール石炭を入手しうる)

(2) シューマンプランが解決しようとした課題は何だったのか?

・ドイツ復興を欧州統合のフレームワークで実現

・そのための方策—①英主導 or ②仏主導

①スターリング圏維持に固執する英の姿勢により英の欧州統合困難→×

②仏独和解の経済的障害であった石炭・鉄鋼問題をシューマンプランを通じて解決

→英除く、大陸六カ国による欧州統合路線

・シューマンの立案も、アメリカのドイツ復興政策に沿ってなされたものとみることができる。

・欧州石炭鉄鋼共同体の設立課程においても、資金面・外交面 (とりわけイギリスとの関係) においてアメリカは積極的に関与

・大陸欧州六カ国による欧州統合の出発点

## 【9】欧州決済同盟（EPU）と欧州経済協力機構（OECE）

### \*ヨーロッパ単一市場創出計画とスターリング圏

マーシャル援助終結予定（1952年）にもかかわらず欧州（OECE）諸国のドル不足問題の継続・拡大→ドルに依存しない欧州域内の通商決済自由化の必要性

(1) OECEを協議の場とした通商自由化（関税・数量制限）—欧州単一市場創設計画  
→OECE諸国内の貿易障壁撤廃と域内決済自由化が西欧復興の次の課題に

OECE諸国内の量的貿易制限・為替取引制限

1949年10月31日～11月2日 OECE理事会

・ホフマン（ECA（米のマーシャルプラン実施機関）局長）声明

：欧州単一市場創設計画

欧州統合を実現するためには単一巨大市場（OECE諸国）を創設し、高コスト体質の是正と競争力強化をする必要がある。

→域内自由化の前提となる決済問題の解決

(2) EPU創設による欧州域内決済多角化・自由化

・欧州内の双務的協定網から多角的決済網構築へ

1950年5月 ロンドン会談

・米・英・大陸欧州のEPUをめぐる協議と妥協

・参加諸国間（OECE諸国）での通貨の完全振替性実現

・EPU決済にたつてのボンドの利用→決済・準備通貨としてのボンド有用性が高まる可能性

・OECE諸国とスターリング圏諸国の通商決済面での結合が実現

・ボンド、国際通貨としての地位の一定の保全

## 【10】ローマ条約と欧州通貨交換性回復

(1) 欧州共同体結成の再スタート

1954年8月 EDC（欧州防衛共同体）条約、仏国民議会の批准反対により流産

1955年6月 六カ国外相会議： Messina決議（欧州共同体（EEC）の設立）

1956年4月 スパーク（ベルギー外相）報告—欧州原子力共同体（ユーラトム）設立

1957年3月25日 欧州六カ国ローマ条約(「欧州経済共同体を設立する条約」)調印  
2条「共同市場の設立および加盟国の経済政策の漸進的接近により、共同体全体の経済活動の調和した発展、持続的かつ均等的な拡大、安定強化、生活水準の一層すみやかな向上および加盟国間の関係の緊密化を促進する」

●「六カ国(E E C)路線」×O E E C中心路線(英)

1956年7月 英、西ヨーロッパ自由貿易地帯案発表←E E Cに対抗

1957年2月 英、「西ヨーロッパ自由貿易地帯案」白書発表

①イギリス連邦特惠関税制度の維持

②イギリス工業製品の西ヨーロッパ市場確保

(英植民地・自治領から英本国への農産物・原料輸入における特惠関税の利益確保)

1958年1月 ローマ条約発効

1958年12月 O E E C理事会(ブリュッセル):英仏対立

・英仏の西ヨーロッパ市場をめぐる利害対立

→イギリスの「西ヨーロッパ自由貿易地帯案」棄却が決定的に

イギリスは、自国の西ヨーロッパでの地歩確保するため交換性回復志向

1959年1月 ローマ条約発足

(1960年5月 欧州自由貿易連合(E F T A)結成)

ローマ条約:「六カ国(E E C)路線」が欧州統合の基本線に

(2) 西欧通貨交換性回復プロセスと米欧相互関税引き下げ

●E P U発足とイギリスの加盟

・ボンドを媒介としたスターリング地域とE P U加盟国と経済交流活発化

・ボンドの国際決済通貨としての機能増進

→1950年代:欧州の復興と欧州域内貿易の成長

朝鮮戦争→アメリカ、欧州物資のドルによる調達

・ドル不足の解消

1958年12月 欧州通貨交換性回復

通貨交換性:ある通貨の持主がいつでも自由に自分の好きなほかの通貨に換えられる。

→貿易自由化拡大(ブレトンウッズ構想:対ドル含めた加盟国通貨の交換性実現)

★西欧通貨交換性回復・米欧関税相互引き下げ→ブレトンウッズ構想実現へ

・イギリスの欧州統合参加問題はらみながらマーシャルプランおよびその下での西欧復興統合計画の進展によりブレトンウッズ構想現実化

## [2] ミルウォード×ホーガン論争の検討

### 論点① 西欧復興にマーシャルプランは不可欠だったのか？

Hogan : マーシャルプラン(米資金の貢献)によりヨーロッパの経済復興が可能になった。

Milward : 1947年時点で西欧各国は既に復興していた。

: ヨーロッパの活発な投資・生産ブームによる外貨不足があっただけ。

### \* マーシャルプランそのものの捉え方について

Milward : 1947年冬の西欧各国の食糧・エネルギー(石炭)危機とそれに対する救済にマーシャルプランを限定→これについては基本的に実証の問題

\* マーシャルプランを通じたアメリカの西欧復興・統合政策全体を問題にするべき。

そう捉えた場合、Hoganの見解が重要

### 論点② ローマ条約(1957年)とマーシャルプラン

Hogan : マーシャルプランにより、西欧を単一巨大市場に統合することが可能となった。

: マーシャルプランが西欧の政治的経済的統合の長期的過程を主導

→ローマ条約につながる。

Milward : ローマ条約をマーシャルプランの成果と考えるのは誤り。

: アメリカ主導の西欧統合計画が挫折した後、西欧の自立的計画—EPU(欧州決済同盟)・ECSC(欧州石炭鉄鋼共同体)—がローマ条約につながった。

\* EPU/ECSCが1950年代の西欧復興・統合の主軸になったのは事実

\* EPU/ECSCを「アメリカの西欧統合計画の挫折」に対応した西欧の自立的計画ととらえるのかどうか？

\* EPU : 西欧のドル不足問題を前提にした米の欧州域内通商決済自由化政策

\* ECSC : アイデアは仏のイニシアティブによるもの。ただし、アメリカのドイツ復興政策への仏の対応とみるべき。仏主導の欧州統合路線も米国務長官アチソンにより立案。

\* EPU/ECSCの実現には、米が外交的に深く介入、また、資金的にもマーシャル資金を活用

### 論点③ ブレトンウッズ体制とマーシャルプラン

Hogan : マーシャルプランがブレトンウッズ体制(多角的通商決済体制)の最終的履行を主導した。

Milward : 1958年(欧州通貨の対ドル交換性回復)までの時期は、ブレトンウッズ体制とはいえない。この期間はEPUがヨーロッパ域内の決済システムであった。

\*1958年までの時期はブレトンウッズ体制とはいえず、その点でMilwardの評価は正当。

\*BW体制の実現＝欧州通貨の対ドル交換性回復を推進したのは、マーシャルプラン以降のアメリカの政策といえる。